

平成26年度  
事 業 計 画 書

社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ

【理 事 会 開 催 日】  
【評議員会開催日】

平成26年3月16日  
平成26年3月16日

## 《 目 次 》

基本理念	1
経営指針	1
サービス方針	1
はじめに	2
事業計画 法人	3
事務局	5
特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム	
介護老人福祉施設	6
短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護	10
デイサービスセンター サムフォット	
通所介護／介護予防通所介護	11
居宅介護支援事業所 ポム	
居宅介護支援	13
小規模多機能型居宅介護支援事業所 サイタ	
小規模多機能型居宅介護支援／介護予防小規模多機能型居宅介護支援	15
デイサービスセンター サイタ	
通所介護／介護予防通所介護	17
ショートステイセンター サイタ	
基準該当短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護	20
災害緊急ショートステイ事業	21
年間事業計画(概要)	22
委員会に関する事項	24
組織図	27
職務分掌表	28

## 社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ 基本理念

### 一隅を照らす

— 与えられた役割を担って、価値を認められしっかりと存在する —

## 社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ 経営指針

### 利用者・家族に優しい施設を目指します

(すべてを含め、利用者、家族に優しい)

### 地域社会への貢献を目指します

(社会福祉法人に求められている一つに地域貢献があり、保育所や小中学校との連携)

### 施設の充実と発展をめざします

(施設とは、狭義では職員であり、職員の充実が施設の充実になる。職員間の連携を強化し技の向上等資質を高めていく)

平成17年1月4日 社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ  
理事長 武政 茂子

## 社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ サービス方針

### ■ 特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム

*Sweet service* (スウィート サービス)

(良きサービスは残しつつ、一步先のやさしいサービスを提供します)

*Heart to heart* (ハート トゥ ハート)

(すべてのことにつこもったサービスを提供します)

*Home away from home* (ホーム アウェイ フロム ホーム)

(第二の我が家のような居心地のよいサービスを提供します)

### ■ デイサービスセンター サムフォット

*Service And Management For Old Timers*

(齢を重ねゆく方々に心のこもったサービスと手助けを)

### ■ 居宅介護支援事業所 ポム

*Peace Of Mind*

(心からの安心をあなたに)

### ■ 在宅介護支援事業所 サイタ

*Settle In This Area*

(住み慣れた地域で暮らす)

平成26年3月16日 社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ

理事長 武政 茂子

## (はじめに)

介護保険制度が創設されてから13年が過ぎ、今大きな節目を迎えていると感じます。超高齢社会を迎えた高知県の高齢化率は28.8%と全国平均より10年早いスピードで進んでいます。高知市においても、2010年に23%だった高齢化率が2025年には30%を超えると予測されています。「歳を重ね高齢になった時に、どのようにして充実した毎日を過ごすか」一人一人が考えなくてはならない課題となってきます。私たち社会福祉法人はそういう方に対し、複数の選択肢を準備し、自己決定できるような介護サービスを提供し、課題解決の糸口を見つけ、生活を支えていくことが使命の一つであると言えます。

高知市の介護保険料は大台を超え5,248円(平成24年～26年)になりました。社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが介護保険ですが、特養への入居を待たれている方は未だ200名を超える現状があり、「保険料を払っているのにサービスが使えない」といった声が聞こえてきそうです。

国は平成23年の社会保障と税の一體改革に関する三党合意以降、社会保障制度改革国民会議を経て、平成25年12月20日に開催された「第54回社会保障審議会介護保険部会」で次期介護保険制度改革に向けた意見書をまとめました。

その中身は多岐にわたる内容ではありますが、簡単に言うと「(社会保障)制度の持続可能性と市町村の役割と機能強化を軸にして地域包括ケアシステムを構築していく」というものです。介護保険制度創設当初から財源問題は指摘されていましたが、いよいよ2025年、高齢者がピークを迎えるその時に向け、介護サービス事業者はその在り方を含め岐路に立たされる時期に入りました。

私たちは、「利用者のニーズ、家族のニーズ、地域のニーズをしっかりと把握し、質の高いケアの提供に努め、ここにしかない付加価値」を生み出していきたいと思います。

「必要とされ、帰る場所」を感じられる一年にしたいと思います。  
引き続きご指導のほどよろしくお願ひいたします。

平成26年3月16日  
施設長 武政 佐保

平成26年度  
社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ 事業計画 (案)

## 1. 法人部

### 概要

【法人名】 社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ  
【代表者役職氏名】 理事長 武政 茂子  
【理事数】 6名  
【監事数】 2名  
【評議員数】 13名  
【事務所の所在地】 〒780-8061  
高知県高知市朝倉甲64番地1  
【電話番号】 088-840-7100 (代表)  
【FAX番号】 088-840-7480  
【E-mailアドレス】 info@thc.or.jp  
【ホームページアドレス】 <http://www.thc.or.jp/>

【事業の名称・種類】 特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム  
介護老人福祉施設  
短期入所生活介護  
介護予防短期入所生活介護  
デイサービスセンター サムフォット  
通所介護  
介護予防通所介護  
居宅介護支援事業所 ポム  
居宅介護支援  
小規模多機能型居宅介護支援事業所 サイタ  
小規模多機能型居宅介護支援  
介護予防小規模多機能型居宅介護支援  
デイサービスセンター サイタ  
通所介護  
介護予防通所介護  
基準該当短期入所生活介護事業所 サイタ  
基準該当短期入所生活介護  
基準該当介護予防短期入所生活介護

【管理者役職氏名】 施設長 武政 佐保

## **基本方針**

- (1) 多年にわたり郷土の発展に寄与してきた高齢者を敬愛し、多様なサービスを入所者・利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、入所者・利用者が個々の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るように支援し、老人福祉の『一隅を照らす』社会福祉法人であることを目的として、社会福祉事業を行う。
- (2) 入所者・利用者の自立に向け、法人全体で取り組んでいる科学的介護の実践を通じ、介護サービスの高機能化・自立支援を目指す中で、5つのゼロ（身体拘束・褥瘡・骨折・オムツ・胃ろう）と4つの自立（認知症ケア・機能訓練・口腔ケア・看取りケア）を実践し、介護福祉施設としての専門性を高めることができるよう取り組みに努める。
- (3) 入所者・利用者の多様なニーズや、加算の取得とサービス提供のため、法人職員の意識改革を進めるとともに、科学的介護の実践に向け専門的知識・援助技術の向上を目指しえる組織づくりに努める。
- (4) 少子高齢化の進展に伴い、社会福祉の基礎構造改革が進む中で、社会福祉法人のあり方が真に問われることから介護保険制度のもとで法人経営の安定化と財政基盤の強化を目指し、地域福祉の充実、発展に努める。
- (5) 認知症高齢者の増加に伴い高齢者の尊厳を保持する観点から、法人職員として「成年後見人制度」及び「権利擁護事業」等の関係制度についての知識を習得し、入所者・利用者の人権を尊重し、契約・金銭管理等に不安のある方や家族に対して制度利用への支援体制の推進を図り、関係機関等との連携に努める。
- (6) 介護保険制度改革により在宅シフトが取られているなかで、特養ホームの持つ専門性と3月より開設した小規模多機能型施設の特性を活用して、在宅で生活している重介護者やご家族に対して、介護負担の軽減と、在宅生活の助長を目指していく。また、地域の方々には、社会資源として活用していただけるよう、地域交流ルームを活用した計画的な企画・運営を図り、地域交流に取り組む。
- (7) 慢性的な介護職の人材不足・離職率等が問題視される中にあり、介護職員の人材確保・サービスの質の確保を推進し、OJT研修の充実を図ることにより職員の意欲向上と利用者の重度化等多様化するニーズへの対応と安定したサービス提供が出来るよう努める。また、介護職員の処遇改善を目的とした介護職員処遇改善加算を継続して取得していく。また、介護福祉士国家試験受験者には、法人独自の制度として受験費用の一部助成を行い、介護職員の経済的負担の軽減及び資格取得に対する支援し、有資格者の確保に努める。

- (8) 各部署・各フロアの中心的立場として、中堅職員が中心となり各部署・各フロア間の連絡体制を構築することがより重要となってくることから、協力体制及び連携強化を図り、中間職員の発信力、課題解決に向けた意識の向上を図る。また、中堅職員を対象とした人材育成の教育・研修強化に努める。
- (9) 今後ますます多様化し、変化するニーズ等に対応し、入所者や家族に対して安全・安心なサービス提供とより良い関係づくりの為、気持ちの良い挨拶や適切な対応ができるよう、職員個々の接遇マナーの向上を図るように努める。

## 2. 事務局

### 基本方針

平成26年度は消費税増税に伴う報酬改定と物価上昇もあるため、昨年度以上に各事業の稼働率の把握・情報収集を積極的に行い、安定した事業推進のため法人の基本方針の遂行、組織強化のため各部署との連携調整がますます重要となってくる。また、その中で介護施設に対しては介護の専門性が求められケアの質の向上・設備の充実が求められている。そのため、限られた介護収入の中で人員の確保と予算管理の強化に努める。

### 運営方針

#### (1) 中堅職員の育成に関する取り組み

各事業所及び各フロア間の連携及び中心的立場として、管理者・介護主任・生活相談員等を配置し、連絡体制及び各部署との連携において、協力体制及び連携強化を図るとともに、中間管理職員の発信力、伝達力、課題解決に向けた意識の向上を図る。また、各事業所、各フロアにおいてはフロアリーダー等を中心としたチームワーク強化に努め、チームケアの向上を行う。

#### (2) 事故発生時の対応に関する取り組み

施設における事故を職員全体としての取り組みと位置付け、事故防止委員会が中心となり、施設内における事故を防止し、入居者・利用者が安心・安全に生活でき、かつ適切に高品質のサービスを提供する体制を整備するとともに、事故発生時には誠意ある対応に努める。

#### (3) 非常災害対策

火災の非常事態に備え年2回の定期的な防災訓練を実施し、避難・誘導の方法を徹底させ良好な安全環境の保持に努める。

また、官公庁の発表する南海地震被害想定等を参考に、想定される被害状況や安全確保のため、利用者の生命確保を第一に考えマニュアルに沿って各部署と連携し、防災用品を活用した避難訓練の実施に努める。被災時は、積極的に地域の要援護者を受け入れできる体制を整える。

#### (4) 個人情報の保護に関する取り組み

個人情報に関する基本方針に沿って、業務上知り得た入所者又はその家族の情報を保持するための体制を整備し、リスクマネジメントに関する意識の向上に努める。

#### (5) 事務機能の強化に関する取り組み

新規事業の開始による事業所単位のサービス内容及び体制の変化や、消費税増税による介護報酬の改正や加算単位の取得による事務処理業務の増加が見込まれるため、本部としてより一層の事務業務の効率化と事務機能の強化に努める。また、法人本部と各事業所の介護記録システムをインターネット回線にてつなぐことにより、日々の記録と介護請求を本部にて一括管理できる体制を取り、各部署が円滑な運用ができるように取り組む。

災害対策としては、本館3階に設置している記録保存用サーバーにてデーターを安全にバックアップ管理できる体制を整備する。

#### (6) 地域貢献に関する取り組み

小規模多機能型居宅介護支援事業所サイタに設置している地域交流ルームを活用し、地域にある社会資源（ボランティア等）への活動の場や、利用者が地域との交流する場を提供できることで、より地域に求められる存在として、関係機関並びに関係団体等との情報交換及び協力体制の構築に努める。

#### (7) 各種委員会活動の取り組み

法人全体として取り組んでいる「自立支援」に向けた取り組みを介護力向上委員会が中心となり各委員会が連携し、一体的に実践を行い介護力の向上を目的として取り組んでいる。また、職員の質の向上を行うためにも各委員会の活動内容を理解し実践できることが必要な為、委員を中心に職員全体の質の向上を図ることができるよう、必要な研修を計画的に行う。

### 3. 特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム

#### 概 要

(1) 定 員 : 80名

(2) 職員配置（ショートステイ含む）

職 種	常勤換算	指定基準	資格者の数
施設長（管理者）	1名（兼務）	1名	施設長認用資格1、施設福祉士1
総主任	1名（兼務）		介護支援専門員1、社会福祉主事任用1
事務主任・事務員	3名（兼務）	1名	
介護支援専門員	1名	1名	介護支援専門員1
生活相談員	1.87名	1名	介護福祉士2、介護支援専門員2
介護職員	35.4名	27名	介護福祉士23名

			2級ヘルパー等15名
看護職員	4名	3名	看護師3・准看護師1
管理栄養士	1名	1名	管理栄養士1
機能訓練指導員	1名	1名	准看護師(専任)
理学療法士	0・2名		週1回
医師	0・1名	必要数	週1日回診

## 基本方針

多年にわたり郷土の発展に寄与してきた高齢者を敬愛し、生きがいのある生活ができるよう支援するとともに、家族や関係機関、地域の連携を密にして、高齢者の経験に学び、喜びを共感する中で職員が資質を磨き福祉サービスを高める。また介護保険法に基づく指定介護老人施設としてその誇りと社会的責任を自覚し、入所者的人格を尊重し、可能な限り、居宅における生活の復帰を念頭において施設における日常生活上の介護、機能訓練、健康管理および生活相談等のサービスを行う。入所者及びその家族との合意に基づき、入所者個々の施設サービス計画を作成し、入所者の立場を尊重したサービスの提供に努める。

入所者の家族、地域住民、関係団体及びボランティアとの連携、交流に努め、公平で開かれた施設創りを目指す。

## 運営方針

### (1) 入所者個々の施設サービス計画の作成

介護支援専門員を中心とした関係職員で、サービス担当者会議を通じて、入所者及び家族の希望や立場を尊重し、自立に向けたケアに対しての取り組みを行い、利用者の状況に応じた個別ケア計画を含め総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、提供する上での留意事項等を踏まえた施設サービス計画を作成し、実践する。

### (2) 褥瘡予防に関する取り組み

褥瘡が発生しないような適切な介護を行うため、除圧に有効的なエアーマット等の用具の導入やポジショニングの研修を褥瘡対策委員会が中心となり取り組みを行う。また関係職種が協議を行い、栄養補助食品の導入やケア方法等を検討し、予防に努める。

### (3) 身体拘束ゼロに向けた取り組み

『身体拘束ゼロ宣言』の理念を元に、介護を受ける全ての人の人権が尊重され、人間としての尊厳を持って、安心して穏やかに過ごしていただくために、身体拘束廃止委員会を中心に取り組みを行う。

### (4) 感染症対策に関する取り組み

施設内において、感染症又は食中毒が発生し、蔓延しないように感染症対策委員会が中心となり、実践方法を検討する。また、感染予防のために必要な物品の管理や標

準予防策の周知徹底を行う。

(5) 認知症に関する取り組み

認知のある入所者に対して、適切なケアを実施するため、認知症介護における理念の周知や、認知症の原因疾患別にタイプ分けを行い、それぞれの症状に応じた個別の実践計画を作成し、科学的介護に基づいた取り組みを行うことにより、職員全体の介護力の向上を図り、入所者に安定して落ち着いた生活を提供できるように努める。

(6) 常食化に関する取り組み

摂食及び嚥下障害のため胃ろう等となり、経管にて栄養を摂取している入所者に対して、歯科医師等と連携し口腔ケアの実践や好みの食事を提供することにより、食への関心を高め経口摂取による食事を取り戻し、胃ろう等以外から栄養を確保でき楽しみのある食生活を送ることができるようになるため、多職種協働による常食化に関する取り組みを行う。

(7) 個人情報の保護及び個人のプライバシーに関する取り組み

個人情報に関する基本方針に沿って、業務上知り得た入所者又はその家族の情報を保持するための体制及びリスクマネジメントに関する意識の向上に努める。また、ケア提供時においては個人の尊厳を守るように配慮し、介護手順に沿ったケアの実施に努める。

(8) 権利擁護及び成年後見人に関する取り組み

認知症高齢者等の判断が不十分な為、日常生活に困っている方に対して、安心して生活が送れるように福祉サービス等の利用援助を行うことから、入所者を取り巻く状況や、必要に応じて成年後見人制度の紹介や情報提供等を行うことにより、命と人権を尊重し、安心した生活ができるよう支援を行う。

(9) 虐待に関する取り組み

介護老人福祉施設は、高齢者の人権を擁護し、命と暮らしを守り高めるという使命に基づき、虐待防止等の施策として、計画的に研修を実施し、基礎知識や対応方法の習得に努め、虐待の早期発見と虐待防止に努める。

(10) 医行為に関する取り組み

「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部が改正されたことにより、医療行為（喀痰吸引・経管栄養）の必要な入所者に対して、介護職員による医行為の実施ができるようになったが、50時間に及ぶ研修が必要なことから、平成27年までの経過措置の期間中に計画的に外部研修等に参加させ、専門的な知識や実践方法の習得することにより、安心して施設での生活を過ごしていただけるように努める。

#### (1 1) 看取り介護に関する取り組み

介護老人福祉施設は、サービス完結型施設として入所者が住み慣れた場所で最期を迎えることのできるサービスが提供出来るように、また入所者の重度化や家族の希望に応えることのできる施設として機能の充実を図るため、施設内外の研修を通じて看取り介護を実施するために必要な基礎知識や実践方法を習得するとともに、看取りケアに関する委員会が中心となり、必要に応じて医療機関や外部サービスとの連携を図り、本人・家族の望む人生の終焉を迎えられるよう、気持ちに寄り添ったケア実践に努める。

#### (1 2) 口腔機能維持に関する取り組み

摂食及び嚥下障害のある入所者に対し、適切なケアを実施するため、定期的に歯科医師及び歯科衛生士による口腔ケア指導を実施し口腔機能の基礎知識や口腔ケアの実践方法を習得することにより、口腔内の清潔を保ち食欲増進、誤嚥防止、口腔機能の維持向上に努める。

#### (1 3) 中堅職員の育成に関する取り組み

各フロアの中心的立場として、介護主任・介護副主任のほかにフロアリーダーを配置し、各フロア間の連絡体制及び各部署との連携において、協力体制及び連携強化を図り、中間職員の発信力、課題解決に向けた意識の向上を図る。また、フロアリーダーを中心としたチームケアの統一と強化に努める。

#### (1 4) 接遇マナーの向上に関する取り組み

今後ますます多様化し、変化するニーズ等に対応し、入所者や家族に対して安全・安心なサービス提供とより良い関係づくりの為、気持ちの良い挨拶や適切な対応ができるよう、職員個々の接遇マナーの向上を図るように努める。

### サービス内容

#### (1) 食事

管理栄養士による、管理指導を行い、栄養ならびに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮し、嚥下困難な方にもソフト食などにより経口による食事をしていただけるように職員間、委託機関との連携を図り、行事食等を通じて季節感を感じていただきながら楽しみの持てる食事を提供する。また、胃ろう等の方においては、状態を観察しながら嘱託医との連携や家族の理解をいただきながら、他職種協働による常食化に向けた取り組みを行う。

#### (2) 入浴

一般浴槽と特殊浴槽（座位式、臥床式）にて入浴もしくは清拭を週2回以上行う。

### (3) 排泄

「適切な排泄管理を行い、利用者の生活の質を高めよう」の理念のもと、快適な生活を支えるため、排泄の自立を促し、「日中オムツ使用ゼロ」を目標にして排泄委員会を中心として、個別ケアの充実をはかる観点から、食事・水分・運動等の各サービス提供を行い、個人の目標に応じた多種多様な排泄ケア用品を取り入れ、オムツからポータブルへ、ポータブルからトイレへという流れをつくり、個々の排泄パターンに合わせた随時誘導を基本として排泄ケアの向上に取り組んでいく。入所者の身体能力を最大限活用した援助を行う。

### (4) 機能訓練

機能訓練指導員により、入所者的心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な残存機能の減退を防止するため、理学療法士及び介護力向上委員会等の委員会と連携しながら個別の計画を作成し訓練を実施する。

### (5) 健康管理

入所者の心理的、身体的特徴を十分に理解し、個々の健康状態を把握し、健康レベルに応じた日常生活が継続できるよう医師、看護師を中心として援助する。職員間及び各部署間の情報交換を密にして服薬管理、早期予防・発見に努め室内の温度・湿度調整、衣類、寝具等の衛生面に気を配る。また、年2回の定期検査、検診を行う。

## 4. 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

### 概要

特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホームに併設して設置しており、一体的に運営する。

#### (1) 定員：16名

#### (2) 職員配置

特別養護老人ホームスウィート・ハート・ホームとの兼務

#### (3) 送迎サービス

月曜日から土曜日まで9時から17時（日祝除く）

心身の状態、家族の事情により送迎を必要とする利用者については、個別ニーズに応じて専用車輌により送迎サービスを行う。また、必要に応じて送迎車輌への昇降及び移動介助を行う。

### 基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護及び機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な介護負担の軽減を図る。短期入所生活介護の提供を開始する際に、

おおむね4日以上、又は定期的に利用されている利用者に対し、その心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族介護者の状況を十分に把握し個別に短期入所生活介護計画を作成する。

また、入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行う。

### 運営方針

特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホームの事業計画に準じたサービスを提供する。

### サービス内容

特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホームの事業計画に準じたサービスを提供する。

## 5. デイサービスセンター サムフォット( 通所介護／介護予防通所介護 )

### 概要

(1) 定員 : 月曜日から土曜日 35名

(2) 職員配置

職種	常勤換算	指定基準	資格者の数
施設長(管理責任者)	1名(兼務)	1名	
総主任:	1名(兼務)		
事務主任・事務員	3名(兼務)		
管理者	1名		介護福祉士、介護支援専門員 ※相談員兼務
生活相談員	3名	1名	介護福祉士2、准看護師1 ※看護職員兼務
介護職員	9. 2名	5名	介護福祉士5、ヘルパー2級5
看護職員	2名(兼務)	1名	准看2
管理栄養士	1名(兼務)		
機能訓練指導員	2名	1名	准看2
運転士	1名		

### 基本方針

多年に渡り郷土の発展に寄与された高齢者を敬愛し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう必要な日常生活上の相談・援助及び機能訓練を行う。通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。その計画をもとに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立った提供に努める。利用日には、連絡ノートに家族への伝達事項(利用日に気づいたこと、健康チェック、食事摂取量、入浴、行事等)を明記とともに必要に応じて連絡をとり相談や助言を行う。

## 運営方針

### (1) 利用者個々の通所介護計画の作成

関係職員で、利用者及び家族の希望を勘案し、利用時間・夕食サービス等の個別ニーズに応じた対応、個別ケアを含め総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、通所サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、提供する上での留意事項等を踏まえた通所介護計画を作成する。

### (2) 個別機能訓練の充実

専従の機能訓練指導員配置を行い、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な残存機能の減退を防止するため、集団及び個別の計画を作成し訓練の充実を図る。

### (3) 認知症に関する取り組み

認知症のある利用者に対して適切なケアを実施するため、認知症の原因疾患別にタイプ分けを行い、それぞれの症状に応じた認知症介護における理念の周知や、個別の実践計画を作成し取り組みを行うことにより、職員全体の介護力の向上を図り、利用者に在宅で安定して落ち着いた生活が送れるよう支援に努める。

### (4) 権利擁護及び成年後見人に関する取り組み

認知症や精神的障害があり判断が不十分な為、日常生活に困っている利用者に対して適切なケアを実施するため、社会福祉協議会が実施している権利擁護事業を活用し、契約や金銭管理等に不安のある方には、安心してサービスを利用していただけるよう、必要に応じて成年後見人制度の紹介や情報提供等を行い関係機関と連携を持ち、不安の解消を図り、住み慣れた地域で安定して落ち着いた生活が送れるよう支援に努める。

### (5) 虐待に関する取り組み

介護老人福祉施設は、高齢者の人権を擁護し、命と暮らしを守り高めるという使命に基づき、虐待防止等の施策として、計画的に研修を実施し、基礎知識や対応方法の習得に努め、関係機関等と連携を取り虐待の早期発見と虐待防止に努める。

### (6) 口腔機能維持に関する取り組み

摂食及び嚥下障害のある利用者に対し、適切なケアを実施するため、必要に応じて歯科医師及び歯科衛生士による口腔ケア指導を実施し口腔機能の基礎知識や口腔ケアの実践方法を習得することにより、口腔内の清潔を保ち食欲増進、誤嚥防止、口腔機能の維持向上に努める。

### (7) 個人情報の保護及び個人のプライバシーに関する取り組み

個人情報に関する基本方針に沿って、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持するための体制及びリスクマネジメントに関する意識の向上に努める。また、ケ

ア提供時においては個人の尊厳を守るように配慮し、介護手順に沿ったケアの実施に努める。

## サービス内容

### (1) 食事

管理栄養士による、管理指導を行い、栄養ならびに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。温かい食事は温かく、冷たいものは冷たく温冷配膳車による配膳を行う。

### (2) 入浴

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを行う。一般浴槽、特殊浴槽（座位式、順送式）を使用しゆったりとした入浴を行い、清潔に努める。

### (3) 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行う。

### (4) 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な残存機能の減退を防止するため、集団及び個別の計画を作成し訓練を実施する。

### (5) 健康状態の確認

連絡帳等を活用し家族と連携を持つことで、家庭での状態を把握する。利用時においては看護職員が健康状態の確認を行う。体調の変化等にも医療機関と連携し対応する。

### (6) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、個別ニーズに応じて専用車両により送迎を行う。また、送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

## 6. 居宅介護支援事業

### 概 要

(1) 定 員 : 39名／1人当たり

(2) 職員配置

職 種	常勤換算	指定基準	資格者の数
施設長	1名（兼務）		
総主任	1名（兼務）		
事務主任・事務員	3名（兼務）		
管理者	1名（兼務）	1名	介護支援専門員1、介護福祉士1
介護支援専門員	1名	1名	介護支援専門員1、歯科衛生士1

## **基本方針**

多年に渡り郷土の発展に寄与された高齢者を敬愛し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう必要な日常生活上の相談・援助等の居宅介護支援を行う。居宅介護支援を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、多様な事業主体から総合的かつ効率的に居宅サービスが提供されるよう計画を作成する。

その計画をもとに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう関係機関との連携に努めるとともに、公正中立の立場を保持する。

また、新規利用者の発掘と開拓のため、医療機関や地域包括支援センター等関係機関と連携を持ち、入院患者等が何らかの事由によりハンディキャップを持ちながら、住み慣れた場所での在宅生活ができるよう支援する立場から、周辺環境及び提供可能なサービス内容等の在宅生活に必要と思われる情報収集及び提供に努める。

## **運営方針**

### **(1) 利用者個々の居宅介護支援計画の作成**

利用者及び家族の希望を勘案し、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、居宅介護サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、提供する上での留意事項等を踏まえた居宅介護支援計画を作成する。

### **(2) 利用者情報の共有化**

ほのぼのシステムの活用により、法人内にある在宅サービス利用者の利用状況や身体状態の情報を共有することができ、業務の効率化・合理化を図るとともに、利用者サービスの向上に努める。また、法人外の居宅介護サービス事業所とも積極的に情報交換をすることで、利用状況やニーズの把握等を行い、情報共有に努める。

### **(3) 権利擁護及び成年後見人に関する取り組み**

認知症や精神的障害があり判断が不十分な為、日常生活に困っている利用者に対して適切なケアを実施するため、社会福祉協議会が実施している権利擁護事業を活用し、契約や金銭管理等に不安のある方には、安心してサービスを利用していただけるよう、必要に応じて成年後見人制度の紹介や情報提供等を行い関係機関と連携を持ち、不安の解消を図り、住み慣れた地域で安定して落ち着いた生活を提供できるように努める。

### **(4) 虐待に関する取り組み**

居宅介護支援事業所として、高齢者の人権を擁護し、命と暮らしを守り高めるという使命に基づき、虐待防止等の施策として、研修に参加し、基礎知識や対応方法の習得に努め、関係機関等と連携を取り虐待の早期発見と虐待防止に努める。

### **(5) 個人情報の保護及び個人のプライバシーに関する取り組み**

個人情報に関する基本方針に沿って、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を

保持するための体制及びリスクマネジメントに関する意識の向上に努める。また、居宅介護支援サービスを提供するうえで知りえた情報においては、正当な理由なく第三者に情報を漏洩することなく、個人の尊厳を守るように配慮し、居宅介護支援サービスの提供に努める。

### サービス内容

#### (1) 居宅介護サービス計画の作成

介護状態の軽減若しくは悪化の防止を図ると共に、解決されるべき課題に対し、サービス目標及び達成時期、サービス提供時における留意事項を盛り込み、医療サービスとの連携に十分配慮して、居宅介護サービス計画を作成し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明を行う。また、心身の状態等に応じて居宅サービス計画の変更を行う。

#### (2) 関係機関との連絡調整

居宅介護サービス事業者の提供するサービス内容が、利用者及び家族のニーズに応じたサービス提供がされているか、在宅生活を営む上で適正かつ公平に提供されているか、関係機関等と連携を図り、利用者及び家族等と継続した連絡調整を行う。

#### (3) ニーズ調査の為の訪問の実施

居宅サービス計画作成後においても、利用者及び家族のニーズを把握するため、居宅サービス提供開始後1か月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、課題解決に努める。

## 7. 小規模多機能型居宅介護支援事業所 サイタ

### 概 要

#### (1) 定 員 : 25名(通い 12名、宿泊 9名)

#### (2) 職員配置

職 種	常勤換算	指定基準	資格者の数
管理者	1名(兼務)	1名	
介護支援専門員	1名(兼務)	1名	
介護職員	5名(兼務)	4名	
看護職員	1名(兼務)	1名	
運転手	1名(兼務)		

### 基本方針

小規模多機能型居宅介護支援事業の目的である「住み慣れた地域で安心して生活を送る」事ができるよう、利用登録の方に通いサービスの提供を基本とし、宿泊サービスや居宅への訪問サービスを利用者の生活形態により組み合わせ、在宅で安心して暮らすことができるよう支援を行う。

## **運営方針**

### **(1) 利用者個々の通所介護計画の作成**

関係職員で、利用者及び家族の希望を勘案し、個別ケアを含め総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、通所サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、提供する上での留意事項等を踏まえた通所介護計画を作成する。

### **(2) 個別機能訓練の充実**

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な身体機能等の減退を防止するため、集団及び個別の計画を作成し訓練の充実を図る。

### **(3) 利用者情報の共有化**

介護支援システムを活用し、利用者台帳・通所介護計画・介護記録等の個人に関する各種記録について、情報の共有化を図り、利用者サービスの質の向上を図る。

### **(4) 認知症に関する取り組み**

認知症のある利用者に対して適切なケアを実施するため、認知症の原因疾患別にタイプ分けを行い、それぞれの症状に応じた認知症介護における理念の周知や、個別の実践計画を作成し取り組みを行うことにより、職員全体の介護力の向上を図り、利用者に在宅で安定して落ち着いた生活が送れるよう支援に努める。

### **(5) 権利擁護及び成年後見人に関する取り組み**

認知症や精神的障害があり判断が不十分な為、日常生活に困っている利用者に対して適切なケアを実施するため、社会福祉協議会が実施している権利擁護事業を活用し、契約や金銭管理等に不安のある方には、安心してサービスを利用していただけるよう、必要に応じて成年後見人制度の紹介や情報提供等を行い関係機関と連携を持ち、不安の解消を図り、住み慣れた地域で安定して落ち着いた生活が送れるよう支援に努める。

### **(6) 虐待に関する取り組み**

介護老人福祉施設は、高齢者的人権を擁護し、命と暮らしを守り高めるという使命に基づき、虐待防止等の施策として、計画的に研修を実施し、基礎知識や対応方法の習得に努め、関係機関等と連携を取り虐待の早期発見と虐待防止に努める。

### **(7) 口腔機能維持に関する取り組み**

摂食及び嚥下障害のある利用者に対し、適切なケアを実施するため、必要に応じて歯科医師及び歯科衛生士による口腔ケア指導を実施し口腔機能の基礎知識や口腔ケアの実践方法を習得することにより、口腔内の清潔を保ち食欲増進、誤嚥防止、口腔機能の維持向上に努める。

#### (8) 個人情報の保護及び個人のプライバシーに関する取り組み

個人情報に関する基本方針に沿って、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持するための体制及びリスクマネジメントに関する意識の向上に努める。また、ケア提供時においては個人の尊厳を守るように配慮し、介護手順に沿ったケアの実施に努める。

### サービス内容

#### (1) 食事

栄養ならびに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。温かい食事は温かく、冷たいものは冷たく提供できるよう配膳を行う。

#### (2) 入浴

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを行う。一般浴槽・特殊浴槽を使用し、ゆったりとした入浴を行い清潔に努める。

#### (3) 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行う。

#### (4) 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者的心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な身体機能等の減退を防止するため、集団及び個別の計画を作成し、生活リハビリや運動等の訓練を実施することにより運動器の機能向上に努める。

#### (5) 健康状態の確認

利用時においては看護職員が健康状態の確認を行う。体力測定やバイタルチェックにより健康管理を行い、体調の変化等にも医療機関と連携し対応する。連絡帳等を活用し家族と連携を持つことで、家庭での状態を把握する。

#### (6) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、個別ニーズに応じて専用車両により送迎を行う。また、送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

### 9. ショートステイセンター サイタ

( 基準該当短期入所生活介護 / 基準該当介護予防短期入所生活介護 )

#### 概要

デイサービスセンター サイタに併設して設置しており、一体的に運営する。

#### (1) 定員 : 6名

## (2) 職員配置

デイサービスセンター サイタとの兼務

## (3) 送迎サービス

月曜日から土曜日まで9時から17時（日祝除く）

心身の状態、家族の事情により送迎を必要とする利用者については、個別ニーズに応じて専用車両により送迎サービスを行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動介助を行う。

## 基本方針

多年に渡り郷土の発展に寄与された高齢者を敬愛し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の相談・支援・機能訓練を行います。また、利用者が日常の中で意欲を取り戻すような働きかけを行い、介護予防サービスでは「本人が出来ることは本人にしてもらうこと」を目標に向けたアプローチを原則として行います。

短期入所生活介護のサービス提供開始前には、ご利用者の心身状況・希望内容やそのおかげでいる状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に応じた短期入所生活介護計画を作成します。

また、サービス利用日には、連絡ノートを通じて家族への伝達事項を明記するとともに、必要に応じて連絡を取り相談や助言を行います。

## 運営方針

### (1) 利用者個々の短期入所生活介護計画の作成

関係職員で、利用者及び家族の希望を勘案し、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、提供する上での留意事項等を踏まえた短期入所生活介護計画を作成する。

### (2) 個別機能訓練の充実

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な身体機能等の減退を防止するための計画を作成し訓練の充実を図る。

### (3) 利用者情報の共有化

介護支援システムを活用し、利用者台帳・短期入所生活介護計画・介護記録等の個人に関する各種記録について、情報の共有化を図り、利用者サービスの質の向上を図る。

## サービス内容

### (1) 食事

栄養ならびに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。温かい食事は温かく、冷たいものは冷たく提供できるよう配膳を行う。

#### (2) 入浴

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを行い、ゆったりとした入浴を行い、清潔に努める。

#### (3) 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行う。

#### (4) 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な身体機能等の減退を防止するため、集団及び個別の計画を作成し訓練を実施する。

#### (5) 健康状態の確認

連絡帳等を活用し家族と連携を持つことで、家庭での状態を把握する。利用時においては看護職員が健康状態の確認を行う。体調の変化等にも医療機関と連携し対応する。

#### (6) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、個別ニーズに応じて専用車両により送迎を行う。また、送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

### 10. 災害緊急ショートステイ事業

#### 目的

台風や集中豪雨等の災害時に、独居高齢者の不安を解消する。

#### 対象者

災害時に避難所が開設された地区あるいは避難勧告のだされた地区に居住する高齢者で非難所での起居に支障のある方。

#### 内容

短期入所生活介護施設である特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホームを利用して行う。

**社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ 平成26年度 年間事業計画(案)**

	事務局	特養	医務室	デイサービス	/
4月	・法人歓迎会 ・法人職員説明会 ・救急救命講習(高知市消防局)	・花見 ・誕生会 ・スウィートカフェ	上半期定期健康診断	・花見・外食レク ・喫茶・誕生会 ・スウィートカフェ	・花 ・お ・地
5月	・理事会・評議員会 ・職員健康診断(全職員) ・会計監査(25年度)	・遠足(弁当持参) ・誕生会 ・スウィートカフェ	上半期定期健康診断	・こいのぼり運動会 ・喫茶・誕生会 ・スウィートカフェ	・花 ・お ・外
6月	・広報発行 ・空調切替・清掃 ・防火訓練(自主訓練) ・鴨田小校区探検	・あじさいドライブ ・誕生会 ・スウィートカフェ ・おやつレク	上半期定期健康診断	・あじさい見学 ・喫茶・誕生会 ・スウィートカフェ	・あ ・お ・地
7月	・第20回夕涼み会	・七夕 ・誕生会 ・スウィートカフェ ・第20回夕涼み会 ・流しソーメン	・第20回夕涼み会	・夏祭り ・喫茶・誕生会 ・スウィートカフェ	・七 ・お ・や
8月	・職員親睦会 ・備蓄品在庫確認(棚卸し) ・地震避難訓練 ・粗大ゴミ回収(夏祭り後)	・誕生会 ・スウィートカフェ ・出前レク		・おやつレク ・喫茶・誕生会 ・スウィートカフェ	・夏祭 ・外食 ・地
9月	・広報発行 ・敬老会(朝倉くすのき保育園交流)	・敬老会 ・誕生会 ・スウィートカフェ ・おやつレク		・敬老会 ・喫茶・誕生会 ・スウィートカフェ	・敬老 ・おや
10月	・安全運転管理者講習会 ・高架タンク・ろ過装置貯水タンク清掃	・運動会 ・誕生会 ・スウィートカフェ ・スワン移動販売	下半期定期健康診断(採血) ・インフルエンザ予防接種	・外食・買い物レク ・喫茶・誕生会 ・スウィートカフェ	・外 ・地
11月	・理事会・評議員会 ・空調切替・清掃 ・インフルエンザ予防接種	・菊花展見学 ・誕生会 ・スウィートカフェ ・おやつレク ・寿司実演	下半期定期健康診断(採血)	・菊花展見学 ・喫茶・誕生会 ・スウィートカフェ	・紅葉 ・菊花

	事務局	特養	医務室	デイサービス	介護
12月	・餅つき大会 ・広報発行 ・法人忘年会 ・クリスマスツリー飾りつけ ・第2回職員健康診断(腰痛検査) ・粗大ゴミ回収 ・防火訓練(合同訓練)	・餅つき大会 ・クリスマス/忘年会 ・誕生会		・クリスマス会 ・餅つき大会 ・喫茶・誕生会 ・スウィートカフェ	・クリスマス会 ・餅つき大会 ・忘年会 ・地区
1月	・高知市書面監査	・初詣 ・誕生会 ・スウィートカフェ		・初釜 ・喫茶・誕生会 ・スウィートカフェ	・初詣 ・新年会 ・初釜
2月	・施設総合保険説明会	・節分(豆まき) ・誕生会 ・スウィートカフェ ・おやつレク		・節分 ・喫茶・誕生会 ・スウィートカフェ	・節分 ・おやつ ・地区
3月	・理事会・評議員会 ・広報発行	・ひな祭り(ひな段飾り) ・外食レク(出前レク) ・誕生会 ・スウィートカフェ ・スワン移動販売		・ひな祭り ・喫茶・誕生会 ・スウィートカフェ	・ひな祭り ・おやつ